

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第7回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会
2. 開 催 日 時	令和5年12月15日(金) 午後1時30分~午後3時30分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1563番地 松阪市福祉会館 大会議室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎志田幸雄、○奥田隆利、○中村文彦、長友薫輝、大田哲、福本詩子、服部八恵子、村林ゆとり、久米徹、谷香代子、横山孝子、青木浩乃、三浦洋子、三宅明、野呂英子、宇城知世子、松田弘(◎会長 ○副会長) (事務局) 廣本知律、松田武己、藤牧郁子、三宅泉穂、大田政雄、刀根真紀、大川忍、前川肇子、世古章子、北川信助、池田朱美、上村俊夫
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市健康福祉部 介護保険課 担当：池田、上村 TEL 0598-53-4058 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 開会
2. 協議事項

松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び

第9期介護保険事業計画の策定について(素案)

議事録 別紙

第7回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会 会議録

日時：令和5年12月15日（金）

午後1時30分～

場所：松阪市殿町1563番地

松阪市福社会館 大会議室

1 開会

事務局：時間になりましたので、ただいまから、第7回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。本日は年末の何かとお忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。今回の会議はウェブとの同時開催とさせていただきます。委員、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、委員、委員から欠席の連絡をいただいております。現在、策定委員会は委員19名中17名のご出席をいただいておりますので、松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会規則第6条第2項に規定する定足数を満たしていることをご報告させていただきます。なお、本日ににつきまして会議は公開となっておりますが、傍聴者の方はございませんということをご報告させていただきます。事務局からは以上でございます。

それでは、ここからの議事につきましては、会長に進行お願いいたします。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長：皆さん、こんにちは。ご苦勞様でございます。今もありましたように、12月の15日ということで半ばになりました。早いものでそのうち年末年始ということになってくるのだと思います。今、巷ではコロナもはやってきていますし、インフルも増えています。A型だけでなくB型も私の外来で出ましたので、皆さん、ぜひ気をつけていただきたいと思います。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。その前に資料の確認をお願いします。

事務局：事前に郵送させていただきました資料が2つあります。まず、冊子になっているものです。「松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）」となっているものです。また、1枚もので「松阪市高齢者保健福祉計画の策定委員会の今後の開催予定」と書かせていただきましたスケジュールです。こちらをお送りしているかと思いますが、また、机の上に置かせていただきました資料です。まず1枚、訂正資料を置かせていただきました。こちらは担当課のほうから言葉を変えてほしいということで訂正をさせていただきました。また後ほどご覧いただきたいと思いますが、また、当日資料となります。3枚の紙がホチキス止めされていますが、「第8期

(現在の) 所得段階別保険料 (国の標準との比較)」と書いてあるものと、2 枚目が「所得段階別保険料 (国の標準の比較)」と書いてあるもの、最後の 3 ページ目が「第 9 期所得段階別保険料」と書いてあるものが本日の資料となります。すべて揃っていますでしょうか。以上です。

2 議事

(1) 松阪市第 10 次高齢者保健福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画 (素案) について

会長：では、早速議事に入っていきます。松阪市第 10 次高齢者保健福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画 (素案) について、事務局から資料 1 の説明をいただきます。

コンサル：株式会社名豊でございます。私のほうからは、主に先立ての会議の中でアンケート調査のグラフの見やすさというところでご意見いただきましたので、そちらについて今回、反映をさせていただいているところの説明をさせていただきます。

お手元の最新の資料におきましては、アンケート調査のページが 19 ページからスタートする形になっております。20 ページからがグラフの部分がスタートしていきます。こちらはグラフ見やすいような形ということで、少しフォントを大きくさせていただいております。もともと 9 フォントだったのが 11 フォントまで大きくさせていただいております。もう 1 つ変更した箇所がございます。経年での比較をしている部分について、見づらいついたご意見をいただきました。31 ページをご覧ください。上段の「自宅での療養や介護は何が大切か」といったとこで一例として挙げさせていただきますと、少し変化が見やすいような形ということで、右上のメモリを最大のパーセンテージを最大値として、もともと 100% すべてにしていたメモリを、その最大のパーセンテージに合わせて最大値を変更することによって少し変化が見やすいような形にしております。そちらのほう弊社で検討した結果、視覚的に見やすいのではないかとということで変更をさせていただきました。3 点目です。こちらについては変更ができなかったといったところのご報告になります。22 ページの表でございます。こちらにつきましては、国の調査の項目の必須項目になっており、「週 4 回以上」から「年に数回」といった細かな数字が並んでおります。こちらは 100% になるような形のグラフを検討したのですが、この「週 4 回以上」から「月 3 回」のところ、10% 前後のところですべて重なってしまいます。グラフ化したところすべて重なって見えないということになりましたので、こちらは表形式のまま記載させていただいております。グラフにつきまして、私のほうからは以上でございます。

事務局：次に、第 5 章からの説明に入らせていただきます。

84 ページをご覧ください。以前から 5 章については見ていただいているところではあるのですが、今回、令和 5 年度の見込みと 8 年度の目標値を記載させていただきますし

た。例えば、86 ページにも入っておりますし、88 ページにも数値を載せさせていただいております。こちらにつきまして、実績と目標ですが、目標について過去の実績と伸び率というのを加味しまして、各事業で算出をさせていただいております。令和2年から3年、4年というのがコロナの感染症がありましたので、伸びが悪かったという時期もあるのですが、今回はそれをも加味して目標値を立てたということになっております。また、絵や写真が増えましたので、見ていただく皆様に理解をしていただきやすくなったのではないかと思います。

113 ページをご覧ください。第6章の「介護保険料の設定」です。こちらは、前回の策定委員会でもご説明をさせていただいたところではあるのですが、今現在も介護サービスにかかる費用につきましては計算を行っているところです。ですから、117 ページからを見ていただくと「計画中」となっておりまして、数字を今回持つてくることができませんでした。第6章は来年度からの3年間の保険料に直結する章ですので、早く金額に関しましてもお伝えしたいところですが、今日現在、国より報酬改定の発表日も公開されておりませんので、今回の資料としてまとめることができませんでした。報酬改定の時期に関しましては、今月の下旬には発表されると見込んでおりますので、発表され次第、計算を行う準備をしておりますのでご了解いただきますようお願いいたします。

次に、127 ページをご覧ください。こちらから第7章です。「本計画の推進について」と書いてあります。まず、「計画の推進体制」としまして、1番の松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会、皆様が所属していただいている委員会です。こちらと2番目の松阪市地域包括ケア推進会議、3番目の地域包括支援センター運営協議会、4番目の地域密着型サービス運営協議会、以上の4つの会議で関係機関との密接な連携や調整を図り、推進体制の強化を図っております。委員の皆様の中には、2番目、3番目、4番目の会議にもご出席いただいている方も見えるかと思います。

次に128 ページです。2番目の「計画の進行」です。計画の進行につきまして、今回、本計画に掲げました目標や取り組み内容につきましては、次にお知らせします評価指標に加えて、保険者機能を強化するため、国が定める評価指標を用いて取り組み状況に関しまして評価をしたり、公表したりしていますし、地域包括ケアの見える化システムというものを活用しまして、他の市町と比較をしながら施策の改善というのを図りながら進めていく形になっております。

評価指標ですが、隣のページの129 ページをご覧ください。6つの基本目標を設定しまして、これを達成するために今後は施策の見直しなどを行っていくということとで成果目標を立てました。最初に「予防」のところでは、健康づくりと介護予防の推進ということで、「健康づくりと介護予防に積極的に取り組む市民の活動を推進するとともに、サロン等地域の集いの場の拡充と専門職による指導を充実し、令和8年度の要介護認定率を現状程度にとどめることを目指します。」今年の10月1日現在

ではこちらが 22.8%となっております。次に「生活支援」です。高齢者が地域で暮らす体制づくりとしまして、「ひとり暮らしの高齢者や生活支援を必要とする高齢者の方に生活支援コーディネーター等が中心となり、地域の支え合いによってちょっとした困りごとへの生活支援を行う地域団体が現状をより増えるよう、市民啓発と支援を行います」としてしております。こちらも 10 月 1 日現在、7 段階ありますので、それより増えることを目標としております。次に、「認知症」のところです。認知症施策の充実としまして、「認知症地域支援推進員の地域活動や介護予防教室や集いの場において、認知症の相談窓口の周知を図り、第 10 期の介護予防日常生活圏域ニーズ調査において、相談窓口の認知度を現状から 10%増加を目指します。」第 9 期は 31.2%でした。4 番目です。「権利擁護」としまして、権利擁護の推進です。「高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の周知、利用の促進をすることで、成年後見センターへの相談件数を 350 件とし成年後見制度を利用する方への支援や情報提供に努めます。また、自分の意思を書き記すことで、高齢者が今後の医療や介護の備えができる「もめんノート」の活用促進のための書き方講座の回数は 50 回を目指します。地域包括支援センターを中心とした地域の関係者による高齢者の見守り体制を確立し、虐待の早期発見防止に取り組めます。」次です。「医療」では、在宅医療と介護の連携としました。「医療的ケアが必要な在宅療養者が増えていく中、医療と介護の関係者の連携推進と「もめんノート」の活用により、終末期の医療と介護を家族等で話し合う大切さを啓発し、令和 8 年の在宅看取り率 30%を目指します。」令和 3 年の実績が 27.2%でした。最後の「介護」です。介護を受けながら安心してできる暮らしとして、「中重度の要介護状態となっても在宅生活が継続できるよう、また介護を理由とする離転職者などの減少を目指し、今期計画期間中において在宅介護を支える多様なサービスの整備と拡充に努め、第 9 期の在宅介護実態調査において、「介護者が今後も働きながら介護を続けていける」と答える人が 75%以上に増加することを目指します。」8 期では 74.1%でした。

次に 130 ページをご覧ください。こちらからは「資料編」となっております。策定にかかる経過や策定委員会の規則、委員の皆様の名簿が載せてございます。

133 ページから「用語解説」としまして、88 の用語に関しまして解説をつけさせていただきました。ここに挙げていない用語でわかりづらいものなどがありましたら、今後追加をさせていただきます。また、今、用語で表現を変えたほうがよいものなどがあるかもしれませんので、そちらに関しまして副会長様にご確認をお願いさせていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

会長：ありがとうございました。6 章、7 章を中心にお話いただきました。全体的なことで、

骨格みたいなものができたのですが、ご説明にあった第 6 章の介護保険料のところの一番のガソリンの部分が抜け落ちております。これについては事務局から説明があると思います。ただいまの事務局の説明について、ご質問やご意見をいただきたいと思ひます。

委員：解説の「民生委員・児童委員」のところですか。福祉法から引用されていると思うのですが、我々民生委員は地域の方の立場に立って相談に応じ支援して地域の福祉を増進していくというボランティアということです。地域の方の困りごとに対してその方にとってどのような機関につなげたら一番望ましいかといった、機関へのつなぎ役を担っております。そのようなことも少し入れていただけるとよいと思ひます。福祉の専門機関とのつなぎ役ということも入れていただきたいと思ひます。

また、ヤングケアラーの表現です。家の中で家族の世話をするのは当たり前というような時代を生きてこられた高齢の方にとつたら、そんなことは今までもあったじゃないかという感じを受けます。ヤングケアラーというのは、障がいや病気があり、介護をしなければならぬような人、そういったケアが必要な方がご家族の中にいらっしやって、その方たちのお世話は本来ならば大人が担うべきところを子どもたちが担っているという、18 歳未満の子どもを指しているということもあるので、そこを入れていただければと思ひます。

会長：ありがとうございます。その辺を加味してもう少しわかりやすく説明を変えさせていただきますということでよろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは、その次のところまで進みたいと思ひます。

(2) 保険料の関連について

会長：保険料の関連につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：前回、11 月 21 日に開催させていただきました策定委員会でも、保険料の仕組みにつきましてはお説明をさせていただいたところです。本日は、国が示す標準的な所得段階の変更案を基にいたしまして、松阪市の所得段階の設定をどのようにしていくのかという、現状の案についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

本日お配りしました 3 枚の当日資料の一部カラー刷りになっているものをご覧ください。まず、1 番上の当日資料 1 でございます。現在の保険料の所得段階の設定はどのようになっているかというのを、国の標準的なものと松阪市を比較してご説明をさせていただきます。当日資料 1 の表の左側は国が示しております標準的な段階で、右側は松阪市が現在すでに設定をしている所得段階の一覧表でございます。本人が市民税非課税の方が該当します第 1 段階から第 5 段階までの所得段階の区分、収入

の範囲というのは国で定められておりますので、これは市町でいじることができません。ご本人さんが市民税課税の方が該当されます、6段階以上の段階につきましては、それぞれの市町で設定をすることができます。国の標準はご覧の通り、今現在9段階で示されておりますが、松阪市では所得に応じたよりきめ細かい設定で、今現在14段階とさせていただきます。ここまでは前回の策定委員会でも、ざっとご説明をさせていただいたところです。ここでご理解いただきたいのは、国の標準は9段階のところ、松阪市ではさらに細かく今現在で14まで設定してあるということをまずここでご理解いただければと思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、資料の2をご覧ください。この表の左側は現在の国の標準の9段階で、先ほど資料1で見させていただいた左側と同じものです。右側のクリーム色に色づけしたところが、今現在、国で協議をされております、新しい所得段階です。国のほうで今現在、9段階を13段階まで増やすということが協議をされております。今までの国の標準では、1番高く設定されている9段階の所得が320万円以上とされておりましたが、新しい段階では4段階増えまして、最高が680万円の所得というように大きく変更されようとしております。これは国が320万円以上の所得のある方に対して、より応能による負担を求める方針を示しているというのが見て取れると思います。松阪市では先ほどご説明した通り、320万円以上の所得のある方につきましても、最高で1,300万円の所得、14の段階までもすでに設定をしております、今現在、この第8期の段階でも、今後の国の方針に沿った設定をすでに行っているということが言えると思います。

それでは次に、資料1、2のご説明を踏まえまして、第9期、次期松阪市の所得段階をどのように設定していったらよいのかという案をご説明します。

3枚目の当日資料の3をご覧ください。こちらの表の左側が、現在の松阪市の14段階の設定で、右側が国が表記している新しい13段階の標準の設定を示しております。松阪市では先ほどご説明した通り、もうすでに14段階の設定としておりますので、国の新しい標準の13段階を今の時点で上回っておりますので、現状を変更せずにそのまま継続していくということも選択肢の1つではあります。しかし、国の新しい標準が、所得額320万円以上の部分で、約100万円単位ごとに細かく設定をされておまして、所得に応じた応能負担を求める方針を示しておりますので、松阪市といたしましてもその方針に従いまして、現状の14段階は踏襲しつつ、国の新しい標準の所得区分に合わせた設定に変更してはどうかと現在考えております。こちらは当日資料3の表の中央で紫色の見出しをつけました「第9期の所得段階【16段階】(案)」をご覧ください。中ほどから下、赤字の部分が現在、変更を考えている部分でございます。現在の10段階は、所得320万円以上500万円未満としておりますが、国の標準に合わせて、こちらを320万円以上410万円未満と、410万円以上500万円未満に分割をしてはどうか、また同じように、現在の11段階につきましても、500

万円以上700万円未満という設定をしておりますが、こちらも国の標準に合わせて、500万円以上590万円未満と、590万円以上680万円未満、それぞれ分割をすることで、ここで2つの段階を増加させてはどうかというように考えております。この変更に伴いまして、今現在の12段階の所得の下限が700万円なのですが、11段階の上限を680万円にすることに伴いまして、こちらも680万円以上1,000万円未満というように変更してはどうかと考えております。このような設定にいたしますと、市税の課税の方が該当する、国の新しい標準の所得条件の320万円から680万円までの所得の方に、よりきめ細やかな段階の設定とすることができます。最後に、国の新しい標準での所得の上限は680万円と設定をされるようですが、松阪市では現在1,000万円を超える所得の方に対しても、ご覧の通り13段階、14段階という設定をしておりますので、そこは現状を継続して今の14段階から、先ほど申し上げました10段階と11段階を2つに分割して全16段階としてはどうかというように現在、案として考えているところでございます。なお、国の標準の6段階のところをご覧いただきたいのですが、国の所得の合計所得金額が120万円未満というのは、現在の国で示されているもので変わらないのですが、松阪市ではこの部分を80万円未満の方を6段階、80万円以上125万円未満の方を7段階というようにさらに分割をしております、国の標準とは異なった設定をすでに取りっております。今後、国から報酬改定が示されて、給付費の見込み額が確定いたしましたら、具体的な数字を入れて保険料の算定を行うのですが、前回の策定委員会でもご説明した、3年間で確保しなければいけない保険料の収納必要額をクリアするためには、実際の具体的な数字を当てはめてみないと、今現在、まだ答えが出せない状態であります。ですから、本日お配りした資料で、赤字の部分の変更を考えているというように申し上げましたが、実際、保険料の収納必要額を確保するためには、今現在、変更のご説明をしてない箇所も変更せざるを得ない状況もこの先出てくる可能性がございます。今お示したのはあくまでも現在の案ということでご承知おきいただければと思っております。以上ご説明しましたように、第9期の松阪市の保険料の取得段階を16段階としてはどうかというように考えております。保険料の基準額の上昇が避けられないような状況という中、この段階をさらに割ることによりまして、変更には該当される方につきましては、さらにご負担をお願いするということになってしまいます。大変心苦しい限りではあるのですが、どうしても3年間で必要な保険料の収納必要額というのはクリアしないとイケませんので、その辺りを考えながら保険料段階と保険料率をこの先考えていきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、どうか現状をご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

会長：ありがとうございます。今の説明は細かな点ですが、案で決定というわけではありません。状況についてもご説明いただいた通りです。ずっと第2期から携わってきま

したが、今回は保険料が遅れていて数字が出ない、あるいは案がしっかりと皆様にご説明できないというのは大変申し訳ない状況にあるのですが、副会長、いかがでしょうか。

副会長：確認ですが、基準額というのは第5段階ですよ。

事務局：基準額は第5段階です。

副会長：松阪市民の65歳以上の方の大体の割合はある程度出されているのですか。

事務局：今現在の10段階をさらに割った場合ですが、新しい段階で申し上げます。新しい段階も、10段階に該当される方が約880名、新しい11段階に該当される方が約420名、新しい12段階に該当される方が約200名、新しい13段階に該当される方が約150名ということになります。新しい10段階、12段階の方につきましては、現状の10段階、11段階と変わらないのですが、合計所得でいう新しい11段階に該当される410万円から500万円の方、新しい13段階に該当される590万円から680万円の方というのが、前年度所得と変わらなくても必然的に段階が1つ上がってまいりますので、その方々につきましては、さらにご負担をお願いせざるを得ないということになります。ただいま申し上げました数字は、今年度の所得状況での数字でございます。

副会長：制度が変わるごとに混乱します。その辺りの説明体制をしっかりとしていただきたいと思います。人権費を上げていくためには介護報酬を上げていかなければいけません。介護報酬が上がるということは第一号被保険者の方々にご負担をかけるという非常に心苦しいところでございます。

副会長：私は今回から策定委員会に関わらせていただき、勉強をさせていただきながら参加させていただきました。こちらの説明いただいた内容については、副会長からも説明いただきましたのでわかりました。ただ、これからの策定委員会の動きですが、これからのスケジュールが決まっているので、国から決定された時にできるだけ早く対応して進めていかなければならないと思います。

会長：ありがとうございます。国の新基準と松阪の第8期の所得段階を上手にミックスしながら、市民の皆様にごできるだけ不公平にならないように決めていかなければいけません。副会長が言われたように、これからの進行スケジュールが重要になってまいります。それについてはこれからご提案させていただきます。皆様、他にご意見はござ

いませんか。

委員：所得段階を細かくするという事は、私は単純に負担の軽減につながると理解していましたが、今のご説明を聞いて、所得金額の額が上がってしまう方にとっては負担が上がるという現実があるので、市民の人に対してご説明をしていただく窓口の方には本当にご苦勞をかけると思います。国の新基準が6段階から12段階になった以上、これに沿っていくしかないと思います。13段階のところを細かくわけていくということ自体、680万円以上はしっかりと3つの段階にわけるとするのがベストではないかと思います。新しい国の報酬基準が出された後、微調整をしていただくとは思いますが、このような考え方の方向性がよりベストではないかと感じました。

事務局：ありがとうございます。三重県内で1,300万円の所得まで区切っているのは松阪市だけです。その他、一番高いところでも桑名、津、伊勢、鳥羽は1,000万円まで区切っています。一番少ないところとしては最初にご説明申し上げた、国の9段階で設定している市町も三重県内にはあります。それに倣いますと、所得の上限が320万以上の方はすべて同じ保険料ということになってしまいます。私どもも毎年6月に保険料の通知を送らせていただくのですが、発送した翌日くらいから電話が鳴り止みません。皆さんおっしゃられるのが、所得の段階というのが不公平ではないかということです。国民健康保険や後期高齢者保健の医療保険につきましては、所得に料率をかけて保険料を算定しております。それこそ所得が1万円違えば収めていただく保険料も違うということになります。介護保険の場合は、2000年の創立当初からずっと今日まで23年間、段階性を取るといように国のほうで決められておりますので、どうしても所得の段階で公平、不公平という表現が正しいかわかりかねますが、実際、所得の段階の下限に近い方と上限に近い方で100万円くらいの差の開きがあります。それで払う保険料が同じなのかという電話を本当にたくさんいただくのですが、そこは皆さんにご理解いただくしかありません。先ほどご説明したように、今までの段階を2つに割ることによって、当然ご質問、苦情等たくさんいただくと思います。青木委員にもおっしゃっていただいたように、国の標準がこのように示された以上、やはりそこに合わせていくのがよいのではないかと思います。細かく割ることによって、今現在の14段階の設定であると10段階の所得が320万円から500万円と180万円の開きがあるのですが、これを区切ることによって90万に所得の幅が縮まりますので、逆に公平性が増していくのではないかと思います。細かく割れば割るほど、所得の差が縮まりますので、国の標準に合わせていくのがよいのではないかと思います。

会長：事務局のほうから説明がありましたように、松阪の方向性というのはそのようにずっ

てきたと思います。16段階に細かくわけののかというご意見や、段階の頭のほうの人と後ろのほうのと差があるという、この介護保険の問題点はあるのですが、細かくなれば細くなるほど公平性は保たれると解釈しています。これからサービス量のこともありますが、考えるとそれでもやはり中には保険料がアップする方が出てくるということになってまいります。皆様、いかがでしょうか。

副会長：介護保険料は65歳の方が対象になるということで、様々なご意見が出てくると思います。今後、国の動向を見ていると2割負担の方が増えるのではないかと思います。保険料が増えて、しかもサービスが減っていくと、サービスの利用を控えてしまうといったことになり、介護度が上がってしまうことにもなりかねません。そのような意味ではこの段階のほうが我々としてはよいと思います。介護の現場では変わりますと、3段階のだったのがなぜかすぐに2に変わってしまったということで、それだけでもかなり負担が大きく変わってきます。なぜ負担が変わったのか、家族の方もわからないということになります。ぜひこのような点も考えていただきたいと思います。

委員：修正していただいたところで、先ほど説明では22ページの「週4回以上」と「週1回」「月2回から3回」という数値が小さいのでなかなかグラフにするのは難しいということでした。29ページでは可能ではないでしょうか。また、この表を使うという形であれば、全体の下に件数を追加していただいたほうがよいのではないかと感じました。いろいろ変更していただいてありがとうございます。

コンサル：おっしゃる通り、29ページの表でいくと、こちらについては帯状のグラフにできるかと思います。当社のほうで考えてところでは、同じ表形式のものが2つ出てきておりますので、体裁を合わせたほうがよくだろうということで修正をしております。

件数表示については、あくまで抽出という統計的に信頼がある抽出調査というところの調査になりますので、件数を記載するのではなくこの回答で高齢者全体を把握するということの抽出調査になりますので、パーセンテージを記載するという原則に従ってパーセント表示のみを記載しております。

29ページだけ帯状のグラフにすることは可能でございますので、そちらのほうが見やすいということであれば修正させていただきます。

委員：ありがとうございます。前回は「知っているが利用したことがない」のところに色をつけていただいていたので、この表でいくのであれば色をつけていただく

わかりやすのではないかと感じます。表やグラフは見られる方の主観もあると思います。その辺りも名豊さんが主導でやっていただいているところですので、それが見やすいのではないかという感じはします。色についてご検討していただけるとありがたいと思います。

委員：3 ページの一番上から2行目、「都道府県主導の下で効率化に資する様々な支援・施設」となっています。この文章で気になるところは、「都道府県主導の下」です。都道府県という考え方は消してほしいと思います。「効率化に資する様々な支援・諸施策を総合的に推進する」としたほうがよいと思います。

その上の「総合的に実施」は「実施する」としたほうがよいと思います。ここの2行を修正してください。

74 ページです。基本理念のページです。「高齢者がいつまでも安心して自分らしく元気に地域で暮らし続けることができるまち」を基本理念の上に持ってくることはできませんか。前文より先に持っていくと、考え方が生きてくるように思います。

141 ページです。「調整交付金」の上から3行目「特定入所者サービス費、特定入所者介護予防サービス費所得が一定額以下の介護者」となっているのですが、「特定予防サービス費、所得が一定額」と修正をお願いします。また、調整交付金の最期のところが、「居住費等の負担を軽減するために修される費用」となっています。これは交付金の使い方を説明していると思います。ですから、「食事・居住費等の負担を軽減するための支給される費用に当たられる」としてください。そうすると交付金の使い道を表すことになります。

会長：ありがとうございます。検討させていただきます。

事務局：ありがとうございます。改行等ができていないといった部分があります。特に用語解説のところはその通り修正をさせていただきたいと思います。

最初の2ページ、3ページの「都道府県主導の下で」というところです。おっしゃる通りこれは松阪市の計画でございますので違和感があるかと思えます。こちらにつきましては、第9期介護保険事業計画基本指針の基本的な考え方ということで、計画策定にあたってというところの計画策定の背景という部分になっており、国が示しているものでございます。介護保険法で市町村の計画をつくるに際して、3年に1度基本的な指針を出され、それに沿って市町村はこの基本計画をつくっていくというものです。その説明でこのようなことを前提にしてこの計画をつくっていくという、国の求めているところを表示させていただいております。「都道府県」が出てくることにつきましては、ご承知おきいただければと思います。

会長：基本理念を前段に持っていくというところは、そのほうがよいと思います。よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。

委員：アンケート結果のところは非常にわかりやすくしていただきました。ありがとうございます。

13 ページの一番下に「令和 4 年 3 月末現在の居宅サービス受給率」が載っています。先ほどの介護保険料の話でもありましたように、皆さんにご負担いただく保険料を下げていくためにも、松阪市の認定率をこれ以上上昇させない必要があるというご説明をしていただきました。そこで考えていくべきこととして、一番下の居宅サービス受給率というのは認定率を左右するものなので、非常に重要なものだと日ごろから認識しております。私は第一包括に勤務しております。うちの令和 5 年 1 月現在の数字を出してみました。うちの包括圏域におられる事業対象者、要支援 1、2 の方が 688 名です。そのうち 10 月にサービスを使ったのが 417 名です。割合でいうと 61% が受給率になります。そうすると、要支援状態の方の受給率が 61% であるにも関わらず、松阪市全体のすべての認定を合わせた受給率がそれより低いということです。この辺りの細かい数字の提示をしていただくと、包括支援センターが様々な施策を打っていく上で、非常に有益な数字になると思います。介護度別、地域別というのも欲張りを言えばお願いしたいところではあるのですが、せめて介護度別の受給率をここに載せていただくと、この 3 年間の計画の中で指標にしながら仕事ができるのではないかと思います。ぜひ詳しい数字を教えてくださいと思います。

もう 1 点、135 ページです。「介護予防支援」の中に 3 職種「主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師」とありますが、この後ろに「等」を入れていただければと思います。

会長：ありがとうございます。その辺の言葉についてはまた見ていただいて最終完成にさせていただけるようお願いいたします。事務局、よろしいですか。ご要望もございましたので、できるだけそれに沿ったものにしていただきたいと思います。

事務局：確認させていただきます。

会長：次の委員会の件もありますので、特にご質問がないようでしたら先に進ませさせていただきます。

(3) 松阪市第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（素案）に対するまとめ

会長：では、次に松阪市第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（素案）

に対するまとめについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：委員の皆様には、毎回、審議、ご協議いただきまして、おかげさまで計画の素案のほうも、ほぼまとめることができました。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。ただ、先ほどもご説明させていただきました介護保険料ですが、計画期間の令和6年度から令和8年度の3か年は要介護等の認定者数の増加に伴う介護サービス利用者の増を見込んでいますことと、また、介護現場の人員確保や処遇改善のための介護報酬の引き上げが予定されていることにより、引き上げざるを得ない状況になっております。年末に決定されると言われております介護報酬の会計額ですが、今の時点で国から連絡がきていないため、新しい介護保険料の算定作業に取りかかることができませんでした。誠に申し訳ございませんが、本日の会議でご説明することができませんでした。計画策定の、今まで考えておりました私どもの今後のスケジュールは別ですが、年を明けた1月4日から18日までこの計画に対して市民の皆様からご意見をいただきますパブリックコメントの実施を予定しております。年始からのパブリックコメントに掲示します計画には、介護報酬額の改定を盛り込み算定いたしました新しい保険料を記載することといたしております。先ほど、副会長さんからも少しご心配をいただきました件に関わることでございます。ここで委員の皆様にご相談したい件がございます。私ども事務局では、新しい保険料を対外的に最初に説明する場をこの委員会にさせていただければと考えております。パブリックコメントより前ということです。1月4日のパブリックコメントの開始日は、この後のスケジュールの関係からこれ以上遅くすることが困難でございますので、年末のご多忙のところ誠に恐縮ではありますが、12月28日の木曜日の午前に臨時で策定委員会を開催させていただければと思っております。このことについてご協議を賜ればと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会長：臨時の提案が出ました。この件につきましては、私もずっと関わらせていただいておりますが初めてのことです。介護報酬が出ないので決められません。ですが、事務局からご説明があったように、パブリックコメントというのは、松阪市はいつもやって市民の皆様それぞれにご報告し、そしていろいろなご質問をいただくということになっております。その段階が1月4日にパブリックコメントしないともう間に合わないという全体的な流れになっております。事務局が言われた案について、年末の本当に押し詰まってる時にとは思うのですが、ぜひやっていただきたいと思っております。市民の皆様がこの案をご提出いただく前に、この委員会の委員の皆様が見ていない段階でパブリックにするというのは、どう考えてもおかしいと会長として考えました。28日とおっしゃったので、なかなか出られない方もみえるかもしれません。この委員会の半数の10人以上ないと成立しません。午前中でそんなに時間は取

らないと思います。皆様をお願いしたいと思います。何かご意見ございますか。出られる方はぜひ参加していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

事務局：誠に申し訳ございません。ありがとうございます。そうしましたら、12月28日の木曜日ということで、お時間は午前10時を考えております。場所につきましては、こちらの福祉会館と考えております。このことにつきましては、通知のほうを改めて差し上げますので、よろしく申し上げます。また、スケジュール的に非常に難しいため、資料のほうは当日配布ということで対応させていただきたいと思います。この辺りについてもご了承いただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

会長：よろしくようお願いいたします。それでは、事務局に進行をお返しします。

事務局：本日の策定委員会に先立ちまして、今月11日の月曜日に、市長以下部長の25名で構成されております政策会議のほうで、現在のこの計画の進捗状況を報告させていただいております。今後の日程でございますが、来週の20日、水曜日には市議会の環境福祉委員会協議会に本日と同じ資料の計画素案を提案させていただきます。その後、年末までには国より報酬改定の発表があるはずですので、それを受けまして、先ほど委員の皆様からご承認いただきました臨時の策定委員会を2週間後の12月28日木曜日、午前10時からこちらの会場で開催させていただきます。皆様のお手元に資料2ということで、スケジュールの表をお配りしているかと思いますが、そこに色かけをして空いているスペースがあると思います。そちらに28日10時からということで、予定のほうを入れていただければと思います。その後、1月に入りましたら市民の皆様からご意見をいただきたく、パブリックコメントを1月4日の木曜日から18日の金曜日までの間で実施する予定です。それが終わりましたら、第8回の策定委員会では、以上の会議やパブリックコメントでいただきましたご意見を精査し、反映した松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画案及び答申書の案というのを、8回目の委員会でお示しをさせていただきまして委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております、続きまして、第8回の策定委員会の日程です。こちら、スケジュールの関係上、事務局のほうで決めさせていただいております。こちらが1月26日、金曜日とさせていただきます。開催時間につきましては、いつもと同じ午後1時30分からとなるのですが、会場のほうが初めての会場になります。松阪市日野町の788番地にあります、カリヨンプラザの1階の会議室で開催をさせていただきます。こちらには併設していますパーキングがございます。そちらにお車でお越しの方は駐車をしていた

できますと、無料サービスとなりますのでご利用ください。
次回の臨時の策定委員会につきましては、また開催のご案内をさせていただきます。
よろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

会長：ありがとうございました。それでは、松阪市第10次の高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案につきまして、次の臨時の策定委員で協議するところを除いて、素案として認めていただいたということにして、今のご説明通り、来週、市議会の環境福祉委員会協議会にて提案をさせていただくということでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。委員の皆様から他に何かございますか。ないようですので、これで終わりたいと思います。
それでは、第7回松阪市高齢者保健福祉計画策定委員会を閉会させていただきます。
次は年末にお会いしましょう。ありがとうございました。